平成２３年（フ）第４３１号
和歌山県海南市阪井911番地６
債務者　岡本　　健
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１号
山口県周南市大字小松原1829番地
債務者　鬼武　博明
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８７号
栃木県佐野市大橋町1095番地１、従前の住所　東京都杉並区高円寺南３丁目24番10―103号
債務者　齋川　太一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前11時30分
　宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５８６５号
大阪府豊中市曽根南町２丁目３番14号
債務者　足立　郷志
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６号
川崎市麻生区細山７丁目７番５号
債務者　稲垣　　恵
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
川崎市宮前区五所塚１丁目３番地７
債務者　村主じゅん
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
川崎市幸区北加瀬２丁目３番８号　クマノハウス301
債務者　岩本　晃一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４９８号
川崎市川崎区殿町２丁目12番12号　明星ハイム203
債務者　遠藤　典子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
川崎市宮前区馬絹993番地１　プリオール宮崎台206
債務者　横谷ゆり枝（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
川崎市多摩区中野島４丁目19番30号　しらゆりハイツ202
債務者　只野　由香
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
川崎市高津区千年467番地15
債務者　佐々木義衛
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
川崎市中原区井田中ノ町18番21号
債務者　田中　保明
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
川崎市高津区末長1071番地　ピアハイム202、前住所川崎市高津区末長1297番地４　パルミナード溝ノ口202
債務者　葉山　由美（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
川崎市多摩区中野島５丁目２番７―201号
債務者　畔上　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
川崎市多摩区中野島５丁目２番７―201号
債務者　畔上さえ子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
　横浜地方裁判所川崎支部破産係